Ⅲ-1 医療機器修理業変更届の手続きについて

1 届出時期

【表】に記載している事項を変更した際は、変更後30日以内に、あらかじめ担当者に日時を 予約の上、届出を行ってください。

2 届出先

福岡県保健医療介護部薬務課生産指導係 福岡市博多区東公園7番7号福岡県庁行政棟(2F北棟)

3 提出書類

医薬品医療機器等法施行規則第195条に基づき次の書類が必要です。

- (1)変更届書(施行規則様式第6)
- (2) 【表】の変更事項に係る添付書類
- ※ 届出期限(変更した日の翌日から起算して30日以内)を過ぎている時は、遅延理由書 (任意の様式)を添付する必要があります。

【表】

変更事項	例 示	添付書類 ※1
責任技術者	責任技術者を別の人物に変更した場合。	1 雇用契約書の写し又は 使用関係を証する書類2 資格を証する書類 ※2 (基礎講習修了証、専門講習修了 証等)
申請者の氏名又は住所	【法人の場合】 法人名、本社所在地を変更した場合。 【個人の場合】 申請者の氏名、住所を変更した場合。 ※ 別人物(法人)に変更する場合は、新規申請が必要。	【法人の場合】 登記簿謄本(登記事項証明書) (6ヶ月以内のもの) 【個人の場合】 氏名の変更の場合は、 戸籍謄本、戸籍抄本等
責任技術者の氏名又は 住所	責任技術者は同一人物だが、氏 名や住居を変更した場合。	特になし
【法人の場合】 薬事に関する業務に 責任を有する役員		登記簿謄本(登記事項証明書) (6ヶ月以内のもの)
事業所の名称	※ 事業所の所在地を変更する 場合(移転)は新規申請が 必要。	特になし
事業所の構造設備の 主要部分	保管設備の拡大等 ※ 全面改築を行った場合は新 規申請が必要。	変更前、変更後の構造設備に関する書類

修理区分の廃止

特定保守管理医療機器に係る修理区分(第1区分、第2区分)が(第1区分)のみになる場合等。

特になし

※1 同一の書類を既に福岡県に提出している場合は、省略可。

なお、省略する場合は、いつ、何の書類に添付したのか申請書の備考欄に記入してください。

- 例) ○○(書類名)は、令和▲年▲月▲日に提出した□□業許可申請書(変更届書)に 添付しているため、省略する。
- ※2 修了証等の写しを提出いただきますが、届出時に原本照合を行いますので、原本も必ず持参 してください。

なお、特定保守管理医療機器に係る修理区分を取得している場合は、修理区分毎のすべての 医療機器修理業責任技術者<u>専門</u>講習修了証が必要となります。

4 届出方法

変更届書(施行規則様式第6)

※ 届出に当たっては、電子申請ソフトを(https://web.fd-shinsei.mhlw.go.jp) からダウンロードし、お使いのパソコンにインストールしてください。

次に電子申請ソフトを起動し「変更届書(医療機器修理業)」を選択の上、必要事項を入力後、申請書(鑑及び提出用申請データ一覧)を印刷し、提出用申請データを出力したFD 又はCD-R/DVD-Rとともに提出してください。

- ※ 郵送での受付が可能です。その場合、<u>届出内容について事前に担当者の確認を受けた上で、</u> <u>返信用封筒(返信先の記入及び切手貼付済のもの)を同封し、</u>下記7の問合せ先宛て送付 ください。
- 5 提出部数

2部(正本1部、届出者控え1部)

- ※ 1部は、受付印を押印してお返ししますので、届出者が保管しておいてください。
- 6 手数料

不要

7 問合せ先

〒812-8577

福岡県保健医療介護部 薬務課 生産指導係

福岡市博多区東公園7-7

TEL: 092-643-3286 FAX: 092-643-3305

MAIL: yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

8 その他

申請に際しては、担当者が調査等で不在のことがありますので、お手数ですが、事前に担当者 に日時を調整(予約)の上、お越しいただきますようお願いします。